

松田町自治基本条例(仮称)  
条文(案)

平成 29 年 3 月 29 日  
政策推進課

# 目 次

| 章    | 章 名  | 条    | 項 目              | ページ |
|------|--|------|------------------|-----|
| 前 文  |  |      |                  | 3   |
| 第1章  | 総則   | 第1条  | 目的               | 4   |
|      |  | 第2条  | 条例の位置付け          | 4   |
|      |  | 第3条  | 定義               | 5   |
| 第2章  | 自治の基本理念  | 第4条  | 自治の基本理念          | 6   |
| 第3章  | 自治の基本原則<br>まちづくりの指針<br><b>まちづくりの基本条例</b><br><b>(自治の基本条例)</b> | 第5条  | 情報共有の原則          | 7   |
|      |  | 第6条  | 参加の原則            | 7   |
|      |  | 第7条  | 協働の原則            | 7   |
|      |  | 第8条  | まちづくりの原則         | 8   |
| 第4章  | 役割と責務  | 第9条  | <b>町民</b> の役割と責務 |     |
|      |  | 第10条 | 事業者の役割と責務        |     |
|      |  | 第11条 | 議会の責務            |     |
|      |  | 第12条 | 議員の責務            |     |
|      |  | 第13条 | <b>町長等</b> の責務   |     |
|      |  | 第14条 | 職員の責務            |     |
| 第5章  | 行政運営   | 第15条 | 行政運営の基本          |     |
|      |  | 第16条 | 総合計画             |     |
|      |  | 第17条 | 財政運営             |     |
|      |  | 第18条 | 行政評価             |     |
|      |  | 第19条 | 説明責任及び応答責任       |     |
|      |  | 第20条 | パブリックコメント        |     |
|      |  | 第21条 | 情報公開             |     |
|      |  | 第22条 | 個人情報保護           |     |
| 第6章  | 住民投票   | 第23条 | 住民投票             |     |
| 第7章  | 地域コミュニティ   | 第24条 | 地域コミュニティ         |     |
| 第8章  | 国及び他の自治体との関係   | 第25条 | 国及び他の自治体との関係     |     |
| 第9章  | 条例の実効性の担保及び見直し   | 第26条 | 自治基本条例推進委員会      |     |
| 第10章 | 雑則   | 第27条 | 条例の見直し           |     |
|      |  | 第28条 | 委任               |     |

※「子どもに関すること」及び「高齢者に関すること」

# 松田町自治基本条例(仮称) 前文

わたしたちのまち松田町は、世界遺産である富士山を望み、丹沢山系を源にする酒匂川などの清流と豊かな緑に恵まれ、古来より交通の中心として繁栄をしてきた町です。先人たちが守り続けてきた豊かな自然、培われてきた文化・芸能、育ててきた伝統や産業を後世に引き継いでいかなければなりません。

近年の少子高齢社会の到来や社会・経済環境の変化による町の人口減少や町の活力の低下は、わたしたちが改めてまちづくりのあり方について考えなおす契機となりました。これらの課題を解決していくためには、わたしたち一人ひとりが主権者であり、まちづくりの主体であることを認識し、住民、議会、行政が共に取り組み、これからのまちづくりを、みんなで考え、みんなで作ってあげていくことが必要です。

わたしたちは、松田町町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げる、うるおいのあるまち、文化の香り高いまち、活力にあふれるまち、平和に満ちた心のかよいあうまち、愛の輪が広がるまちをつくることを目指し、自らの意思と責任に基づいて、次世代を担う子供たちを育み、未来に向かって知恵を出し、語り合い、みんなで力をあわせてまちづくりを進めていきます。そして、わたしたちは、誰もが安心して安全に暮らすことができ、住んでいて幸せと感じるまち、誇りの持てるまち、おもてなしのこころをもったまちづくりを進めていきます。そのため、松田町のまちづくりの最高規範として、この松田町自治基本条例(仮称)を制定します。

# 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、松田町(以下「町」という。)における自治の基本理念を定めるとともに、町民の権利及び責務並びに町及び議会の役割及び責務を定め、協働のまちづくりを推進し、自治の振興を図ることを目的とします。

【解説】

条例の制定目的を明確に表現したものであり、目的達成のため、まちづくりに携わる者についての基本的事項を規定しています。

(条例の位置付け)

第2条 この条例は、松田町における最高規範であり、町民、議会及び町は条例に定める事項を最大限に尊重し、この条例を守り育て、次世代も引き継ぐ責務を負います。

2 議会及び町は、他の条例、規則等の制定や改正、廃止又はまちづくりに関する計画の立案や変更を行うときは、この条例の趣旨を踏まえ整合を図らなければなりません。

【解説】

第1項 この条例を松田町としての最高規範として位置付け、その理念の実現に向け関係者が誠実に遵守しなければならないとしています。

第2項 議会及び町は、この条例に理念に則り町政運営を行い、施策を実行するため、条例や規則等の体系化を図らなければならないとしています。

(定義)

第3条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 町民 町民とは次に掲げるものをいいます。
  - ア 住民(松田町内に住所を有する者をいう。)
  - イ 町内に存する事務所または事業所を有する個人又は団体
  - ウ 町内に存する事務所または事業所に勤務する者
  - エ 町内に存する学校等に在学する者
  - オ 町内において活動する個人または団体
- (2) 自治会 町内の一定の地域の住民による地縁に基づいて形成された団体をいいます。
- (3) 議会 松田町議会のことをいいます。
- (4) 町 地方自治法(昭和22年法律第67号)に規定する執行機関をいいます。
- (5) まちづくり 松田町民憲章に定める事項の実現に向けた行為の総称をいいます。
- (6) 協働 まちづくりに関わる者が相互に対等な立場で連携・協力することをいいます。
- (7) 参画 まちづくりの各段階において、町民自らの意思に基づき関わり活動することといいます。

【解説】この条例で使用する重要な用語について定義しています。

※町民の定義とは別に「子ども・高齢者」に関する規定は別途制定。

## 第2章 自治の基本理念

(自治の基本理念)

第4条 町民、議会及び町は、互いを尊重しながら主権者である町民の意思が生かされる町政を推進します。

2 町民及び町は、町民による自治活動を基本とした地域の個性を尊重したまちづくりを推進します。

【解説】

まちづくりの各主体(主権者・議会及び町)が、町民主権に基づき町政運営を進める考え方を共有することを定めています。

## 第3章 まちづくりの基本原則(まちづくりの基本条例)

### (情報共有の原則)

第5条 町民、議会及び町は、みんなで力をあわせてまちづくりを実現するために必要な情報の共有をすることを原則とします。

2 町は、個人情報の取り扱いについて、個人情報の保護に関する別の法令に定めるところにより適正に行わなければなりません。

### 【解説】

第1項 相互理解を図ることを目的に「まちづくりの推進」には欠かせない情報を、提供・共有し合うことを基本原則としています。

第2項 但し、個人情報の取扱いについては、保護しなければならない側面もあることから、他法令による保護規定を定めています。

### (参加の原則)

第6条 町民は、町政に自らの意思に基づき参加をすることを原則とし、町等は町民のまちづくりへの参加の機会保障するものとします。

### 【解説】

「まちづくり」への町民の積極的な参画を促し、これらの参加の機会を町等は保障するものとします。

### (協働の原則)

第7条 町民、議会及び町は、前条に定める理念を実現するため、相互認識のもと協働してまちづくりを進めることを原則とします。

### 【解説】

前条で定めた理念を実現するため、相互に連携しあいまちづくりを推進することを原則とすることを定めています。

(まちづくりの原則)

第8条 町民、議会及び町は、それぞれの意思と責任を担い、松田町民憲章（平成元年5月15日制定）が掲げるまちづくりを推進します。

【解説】

まちづくりの方向性を具体的に明示するため、平成元年に制定した「松田町民憲章」を引用し、今後、町が目指すべき将来像をまちづくりの関係者と共有します。